

技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年5月29日

厚生労働省参事官（能力評価担当）

技能検定の実施に当たって、新型コロナウイルス感染拡大防止のため取り組むべき具体的な事項等をガイドラインとして取りまとめました。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言等を参考に取りまとめたものです。同会議の提言等においては、イベントを開催するためには、三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと、人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安にすること、必要に応じて入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等の適切な感染防止対策が講じられること等が示されています。

これらの提言等を踏まえ、技能検定の実施に当たって講ずべきと考えられる感染拡大防止対策を段階毎に取りまとめましたので、参考にしてください。

なお、本ガイドラインは現段階で得られている知見に基づき作成しており、今後の知見の集積及び地域の感染状況等を踏まえて逐次見直すことがありますので、御留意ください。

<技能検定ガイドラインにおいて取り組むべき具体的な事項>

- 1 受検申請時の対応
- 2 定期実施試験（学科）の対応
- 3 定期実施試験（実技）の対応
- 4 随時実施試験の対応
- 5 合格発表時の対応
- 6 技能検定関係者の健康管理

1 受検申請時の対応

技能検定の受検申請は、窓口での受付は控え、原則として、郵送又はオンラインにより受付を行うこと。

やむを得ず窓口での受付を行う場合は、以下の対応を採ること。

- ・ 整理券の配布等により受検申請者の行列の発生を防止すること。
- ・ 受付時には、申請書類の受取にとどめ、書類の確認は追って行うこととし、必要があれば、受検申請者に電話等で追加提出・修正等を依頼すること。
- ・ 待機時等に受検申請者同士が接近することがないように、十分な間隔を取ることができるよう誘導すること。
- ・ 受検申請者に、手洗い、アルコール消毒、マスクの着用等の感染防止対策を勧奨すること。受付担当職員にも、手洗い、アルコール消毒、マスクやフェイスシールドの

着用等の感染防止対策を徹底すること。

2 定期実施試験（学科）の対応

（1）受検者、検定委員及び補佐員等への依頼事項

- ア 試験会場における感染拡大防止措置への協力
- イ マスクの持参及び会場内でのマスクの着用
- ウ 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施
- エ 試験当日の体温の報告及び確認
- オ 試験日前2週間における以下の事項の報告及び確認
 - （ア）平熱を超える発熱
 - （イ）咳、のどの痛みなどの風邪の症状
 - （ウ）だるさ（倦怠感）、息苦しさ
 - （エ）嗅覚や味覚の異常
 - （オ）身体が重く感じる、疲れやすい等
 - （カ）新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - （キ）同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無
 - （ク）過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無

（2）試験会場での対応

- ア 試験会場の入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備すること。
- イ 適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努めること。学科試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めること。
- ウ 学科試験の配席に当たっては、原則として受検者相互に2メートルの間隔を取るよう配席を行うこと。会場確保上2メートルの間隔を取ることが困難な場合であっても、少なくとも1メートルの間隔を取るようすること。
- エ 試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないように、一度に使用する人数を減らす、相互に間隔を取らせる等の措置を採ること。
- オ 試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、入室、退室を一斉に行わせないこと。
- カ 受検者に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検の自粛を申し入れること。

3 定期実施試験（実技）の対応

（1）受検者、検定委員及び補佐員等への依頼事項

ア 試験会場における感染拡大防止措置への協力

イ マスクの持参及び会場内でのマスクの着用

(注) ただし、職種によって、防護具等の着用が必要であるなど、マスクの着用が困難である場合には、受検者間の十分な間隔の確保等、マスク着用以外の感染防止対策を講ずることにより、マスクを着用しないこととすることも可能であること。

粉じんが発生する作業を伴う職種については、防じんマスクを着用することをもって通常のマスクの着用に代えることとして差し支えない。

また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用した場合、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で受検者の十分な間隔（少なくとも2m以上）を確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを着用しなくとも差し支えない。

特に外気を取り込みにくい N95 などのマスクを着用して負荷のかかる作業や運動を行った場合、十分な呼吸ができずに体調に影響を及ぼす可能性があることから、受検者に事前に周知を行い、体調不良を起こすことがないよう準備を依頼すること。

ウ 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施

エ 試験当日の体温の報告及び確認

オ 試験日前2週間における以下の事項の報告及び確認

(ア) 平熱を超える発熱

(イ) 咳、のどの痛みなどの風邪の症状

(ウ) だるさ（倦怠感）、息苦しさ

(エ) 嗅覚や味覚の異常

(オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等

(カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

(キ) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無

(ク) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無

(2) 試験会場での対応

ア 試験会場の入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備すること。

イ 適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努めること。実技試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めること。

ウ 実技試験の受検者の配置に当たっては、原則として受検者相互に2メートルの間隔を取るよう配置すること。会場確保上2メートルの間隔を取ることが困難な場

合であっても、少なくとも1メートルの間隔を取るようにすること。受検者間にアクリル板、透明ビニールカーテン等を設置することも有効であるが、実技試験の作業内容によっては可燃物を使用することにより火災を発生させるおそれがあるので、事前に安全性を検証すること。

エ 実技試験において共用する機器については、原則として受検者が使用するたびに消毒すること。

オ 試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないように、一度に使用する人数を減らす、相互に間隔を取らせる等の措置を採ること。

カ 試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、入室、退室を一斉に行わせないこと。

キ 受検者に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検の自粛を申し入れること。

4 随時実施試験の対応

定期実施試験（学科・実技）の対応に加え、受検者が日本語を母国語としないことを踏まえ丁寧に対応すること。

5 合格発表時の対応

原則としてホームページ、郵送等により発表すること。庁舎内の掲示板等での発表は受検者の密集を招く可能性があるので実施しないこと。

6 技能検定関係者の健康管理

(1) 都道府県、都道府県職業能力開発協会及び指定試験機関

都道府県、都道府県職業能力開発協会及び指定試験機関は、技能検定に関する業務に従事する職員等の健康管理に努め、その業務において新型コロナウイルス感染症に感染するリスクを減少させる取組を行うこと。

また、職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者となった場合等を想定した技能検定の実施体制を検討しておくこと。

(2) 職員等

技能検定に関わる都道府県職員、都道府県職業能力開発協会職員、指定試験機関職員、検定委員及び補佐員等は、自身の健康管理に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めること。

(参考)

○新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)(抄)

4 (2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)することのほか、以下のものが挙げられる。
 - ・ 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む)
 - ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - ・ マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
 - ・ 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
 - ・ 施設の消毒